

令和2年2月21日開会
令和2年2月21日閉会

令和2年2月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和 2 年 2 月 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和 2 年 2 月 2 1 日 午後 1 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職  
の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設  
置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につい  
て

議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正  
する条例の制定について

議案第 6 号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第 7 号 令和 2 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第 3 号～議案第 7 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 5

~~~~~

**出席議員（１６人）**

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 今 城 雅 子 | 2 番  | 国 頭 靖   | 3 番  | 石 橋 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 隆 次 | 5 番  | 三 嶋 秀 文 | 6 番  | 中 田 利 幸 |
| 7 番  | 渡 辺 穰 爾 | 8 番  | 柊 康 弘   | 9 番  | 足 田 法 行 |
| 10 番 | 井 藤 稔   | 11 番 | 杉 谷 洋 一 | 12 番 | 秦 伊 知 郎 |
| 13 番 | 幸 本 元   | 14 番 | 山 本 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 博 徳 |
| 16 番 | 上 原 二 郎 |      |         |      |         |

~~~~~

欠席議員（０人）

~~~~~

**説明のため出席した者**

|            |         |         |              |           |         |
|------------|---------|---------|--------------|-----------|---------|
| 管理者        | 米子市長    | 伊 木 隆 司 | 副管理者         | 境港市長      | 中 村 勝 治 |
| 副管理者       | 日吉津村長   | 中 田 達 彦 | 〃            | 大山町長      | 竹 口 大 紀 |
| 〃          | 南部町長    | 陶 山 清 孝 | 〃            | 伯耆町長      | 森 安 保   |
| 〃          | 日南町長    | 中 村 英 明 | 〃            | 日野町長      | 埴 田 淳 一 |
| 〃          | 江府町長    | 白 石 祐 治 | 〃            | 米子市副市長    | 伊 澤 勇 人 |
| 事務局長       |         | 神 庭 千 秋 | 消防局長         |           | 藤 山 史 郎 |
| 事務局次長兼総務課長 | 三 上 洋   |         | 事務局次長兼環境資源課長 | 隠 樹 千 佳 良 |         |
| 消防局次長兼総務課長 | 赤 川 紀 夫 |         | 事務局施設工事課長    | 板 井 寛 典   |         |

消防局予防課長                      安 達    憲 吾                      消防局警防課長                      多 田    儒 司

消防局指令課長                      細 田    恵 誠                      会計管理者                      針 田    智 子

事務局総務課長補佐                      伏 野    哲 彦

~~~~~

事務局の職員

書 記 堀 尾 周 作 書 記 細 田 壮 一 郎

~~~~~

## 午後１時００分 開 会

○議長（渡辺穰爾）    これより、令和２年２月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（渡辺穰爾） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承を願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので御了承願います。なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第 １    会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾）    日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第５４条の規定により、１番 今城議員、及び１３番 幸本議員を指名

いたします。

~~~~~

第2 会 期 の 決 定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

## 第3 議案第3号～議案第7号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第3、議案第3号から第7号までの5件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。伊木管理者。

○伊木管理者 ただいま、御上程をいただきました議案第3号から議案第7号までの5議案について、御説明を申し上げます。初めに、議案第3号「鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本年4月1日付で、米子市の附属機関の委員の報酬額が改定されることに伴い、これに準ずることを原則としている本組合の附属機関の委員の報酬について、米子市と同様の改定を行うなど、所要の整備を行うものでございます。次に、議案第4号「鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」ですが、本年3月31日をもってエコスラグセンターを廃止することとし、その設置及び管理について定めた条例を廃止するものでございます。次に、議案第5号「鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本年3月31日をもってエコスラグセンターを廃止すること、また同年4月1日から、し尿処理施設を統合することに伴い、これらの施設に係る関係市町村の経費負担に関し、所要の整備を行うものでございます。次に、議案第6号「鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、桜の苑の管理運営について、令和3年度から指定管理者制度を導入するため、施設の管理並びに指定管理者の選定等に関する規定について、所要の整備を行うものでございます。次に、議案第7号「令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」につきましては、各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努め、市町村負担金を前年度を上回らない額に抑えながら、必要となります事業を計画的に実施するこ

ととしております。以下、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。初めに、桜の苑改修工事につきましては、供用開始から28年が経過をし、建屋及び関連施設の劣化が進んでいることから、施設の延命化及びバリアフリーの改善を図るための改修工事を実施するものでございます。次に、消防車両の更新事業につきましては、第7次消防力等整備5カ年計画に基づき実施するものでございます。これら歳出に対する歳入ですが、国県支出金、基金繰入金、地方債などの財源を充当しまして、市町村負担金を前年度予算以下に抑えた額で計上しております。その結果、令和2年度の一般会計予算の総額は、50億1,959万3,000円となり、前年度予算と比較しますと、2億2,049万4,000円の減額としております。また、市町村負担金につきましては、42億9,545万円となり、前年度予算と比較しますと、5億2,030万6,000円の減額としております。今後も引き続き、歳出の抑制と歳入の確保に努め、市町村負担金の年度間の変動を極力抑えながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。以上、各議案につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 米子市選出の戸田でございます。よろしくお願いいたします。本定例会に当たりまして、大要を2点質問してまいりたいというふうに思いますので、明快なる答弁をいただければ幸いかというふうに思います。まず初めに、一般廃棄物の処理施設の整備構想が本年度3月に策定されるというふうに私は伺っております。その進捗状況について、まず伺っておきたいと思います。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 一般廃棄物処理施設の基本構想、この次の処理施設の基本構想の策定の状況のお尋ねでございます。私のほうで答えをさせていただきます。大変膨大な作業とはなっておりますが、あり方検討会、これは私が座長を務めさせていただいております。このあり方検討会のほうで検討作業を進めております。ほぼ、スケジュールどおりに進んでおりまして、本年3月末で基本構想の案は概成する、おおむね完成するという予定になってございます。この概成いたしました基本構想案につきましては、来年度のできるだけ早い時期に、ごみ処理施設等の特別委員会のほうで、その要点を報告させ

ていただくと、このようにさせていただきたいと考えております。その後、各構成市町村に対しましても改めて説明を行いまして、内容の最終調整に入りたいと、このように考えております。それには少し時間をいただくことになると、このように考えております。改めて申し上げるまでもございませんが、この広域議会の議員の皆様方は当然のことといたしまして、この段階で、各構成市町村の理解と共通認識を十分に確立した上で進めていくことが必要な、この広域組合の最重要プロジェクトだというふうに考えております。そのために必要な時間を少しいただくこととなりますが、十分調整を行った上で基本構想を完成させたいと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今の副管理者のほうからの答弁がございましたけれども、今の一般廃棄物処理施設の整備基本構想は、本年の３月末で概成を行う、していくんだというような答弁であって、これは大きな本組合の大事業であります。そうした中で、並行して公共施設の総合管理計画を私は見てみました。そのところを見ますと、令和１０年から１３年度中には、可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設・一般廃棄物最終処分場という大きな３つの大型施設を整備するというような内容でまとめられておられます。その公共施設の総合管理計画を踏まえて、なおかつ踏み込んで、一般廃棄物の処理整備の基本構想を立てられたというふうに私は理解しておるんですけれども、これから実施計画の前に基本計画、それから実施計画に移って事務を進めていくというスケジュール感にはなるんですけれども、そこで、まず、そういうような事務を並行しながら、用地も改めて選定をしていくというのが、大きな事務の流れではないかなというふうに私自身は思っているところなんです、その用地選定というような事務には着手はしておられますか。その辺のところを伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 作業の進捗の中での、用地選定の着手の有無というお尋ねだったと思います。次の一般廃棄物処理施設の立地場所の選定につきましては、場所がどこになったとしても、何より関係地域はもとより広くこの地域の住民の皆様方の理解と協力を得る。これが絶対に必要であります。その住民の皆様方の理解をしっかりといただくためにも、施設のまずは規模や形態など、その基本となる構想をまとめた基本構想をしっかりと検討調整してまとめ上げ、そして、その概要を最終的に各市町村やその住民に対してお示して理解を得ることがまずは必要だと、このように考えております。現在、先ほどもお答えしましたが、その基本構想をまとめている段階、その概成に向けて最終段階であります。今はこれに全力で取り組み、次の段階で取り組むこととなります立地場所の選定作業、これが円滑に進むように努めてまいりたいと、このように考えております。申し上げるまでもございませんが、当然、今の段階からできる立地条件の整理といいましょうか、そういったようなことにつきましては並行して進めてまいりたいと、このよう

に考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 基本構想を立てながら整備計画に入っていくんだというのは十分に理解しておるんです。先ほども、副管理者の答弁があったように、私の体験からいけば、やはり基本構想を立てながら基本計画にシフトしていく。その中で、ある程度の候補地が3つなり4つなり、そういうふうな候補地が提供されて、そこから絞っていくんだというのが一つの流れではなかろうかなと私は思っておるんです。そうした中で、廃棄物処理施設というのは、なかなか世論においても迷惑施設だということで、なかなか建設立地がされにくい部分があります。そういうふうな中で、やはりこれからその施設を確保していくのは、なかなか難しいだろうなというふうに思慮するわけでございますが、私の考え方でいけば、リサイクルプラザが約8年かかっております。これが50億円事業。それで、今のエコスラグセンターが7年かかっています。これも約50億円事業。一般廃棄物最終処分場は約8年かかっています。これも60億円事業なんですけれども、やはり経験則からいけば、なかなかそのところの、それぞれの施設の住民の方々への理解を得るのは、なかなか難しかった。そういうふうな観点からいけば、基本構想の段階から、ある程度そういうふうな候補地を私は提供していただくのが、ある程度の事務の流れではないかなと。で、各市町村の清掃事務担当課長会が設置されております、当時は。そこから、リサイクルプラザ・エコスラグセンター・最終処分場の用地等は、ある程度提供していただいたというふうな流れがございます。もう一つは、背景がこれは、副管理者方もおられますけれど、当時は、迷惑施設であるのでリスク分散をするために、それぞれの構成市町村が分担をして迷惑施設を持とうというような考え方も根幹にはありました。米子市には米子浄化場、火葬場。で、旧淀江町には白浜浄化場。で、旧岸本町にリサイクルプラザとエコスラグセンター。というような、いわゆるそういうふうな分散をするというような今の一つの考え方のもとに、迷惑施設、言葉は悪いですけども、適切かどうかはわかりませんが、そういう廃棄物処理施設を建設立地してきたというのは経過でございます。そういうふうな流れの中で、私はそういうふうな基本構想を立てながら、それは当然だと思ふんです。立てながら並行して、候補地のある程度の各構成市町村から提供をいただいて、ある程度俎上させていくというのも一つの考え方ではなかろうかなというふうに私は思っておるんですが、そういうふうな手法をまだとられておらないということなんですけれども。今後、その候補地のある程度選定について、どのような事務スケジュール感を持っておられるのか、どのような手法を用いていくのか、その辺のところを伺っておきたいと思ひます。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今後の用地選定に向けて事務の進め方、というお尋ねでございます。先ほどもお答えしたとおりでございます。現在、基本構想の概成に向けた最終段階とい

うことであります。当然その次には、場所の選定をどうするのかという話が出てまいります。それが簡単なことではないというのは、当然そういうことであろうと。非常に簡単なことではないというふうに、私も思っております。今、過去の取り組み経過も御紹介いただきました。基本的な考え方につきましては、実は、これはまあ一種の目指すべきビジョンといいましょうか、理想像かもしれませんが、既に事務局としては、この考え方は議会にも御報告させていただいております。平成31年1月のこの全員協議会の場で、この基本構想の作成に入る前段の考え方として、可燃ごみ・不燃ごみの処理を一体化した中間処理施設を整備して、最終処分場はできるだけその近くか、同一敷地内に整備することを施設整備の基本方針、目指すビジョンとして基本構想の検討などの作業を進めると、そういったことを事務局の方針として向かいたいということを先ほど申し上げましたとおり、ちょうど1年ほど前になりますが、31年の1月に開催していただきました全員協議会の場で、事務局方針として御説明をしたところであります。当然、それが簡単なことではないということは思っておりますが、一方で、これも御案内のとおりであります、いわゆる2040年問題。これからどんどん人口減少社会というのが進んでまいります。少子高齢化に伴って生産年齢人口が縮んでいくという中で、行政組織のより一層の効率化、効率的な運営というものが求められてきます。そうでないと財政基盤がもたないということであります。広域行政管理組合でやっております、このごみ処理の問題も、まさにこれに代表される問題だと考えております。地元の理解ということが第一となりますが、このような、「より効率性の高い施設を目指す」ということを掲げさせていただいている背景に、そういうことがあるということも御理解いただきたい。したがって、それに向けてどのように用地を確保していくのかということは、基本構想を策定した後ということにはなりますが、その考え方をしっかり、先ほどもお答えしましたが、圏域の住民の皆様方にお示ししながら関係地域の理解を得ていきたいと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 事務局の先ほど答弁がありました内容を私も見ました。まあ、そういうのは理想であろうな、理想パターンであろうなあと私は思いますけれども、しかしながら可燃ごみの清掃工場等については、日南町・日野町・江府町からいわゆる収集運搬していくんだというような、その辺の収集運搬経路というのも一つ考えていかなければならない。もう1点は、境港市さんからの収集運搬の経路も考えていかなければならない。そういうふうな背景を鑑みれば、おのずから立地条件はある程度絞られてくるというような想定もされます。もう一つは、一般廃棄物最終処分場とは水脈、いろいろと議論になっておるんですけど、水脈の流れ等を鑑みれば、私たちのときでは、海側に近い所の立地を求めていくんだというような背景パターンがございました。だから一極集中で迷惑施設を一挙に立地するというのは、相当のリスクもあるんだろうけども、なおかつ、

その関係者の方々の理解がなかなか、3つの施設の理解を得られるのはなかなか難しいだろうと私は理解をしております。先進地の事例を見ますと、やはり地元の誘致とか地元の背景がいろいろとあってうまくいったというような内容も側聞するんですけども、西部圏域の中で、今の3つの施設の一極集中というのはなかなか難しい。そういうふうな私自身の判断ですよ。私自身はそういう判断を持っております。そういうふうな中で、私がきょう提案したいのは、やはり清掃事務の担当課長会というのは、それぞれの地域性なり、住民性なり、行政性なり、そういうふうな内容を熟知した担当課長が出てこられる。そこから、やはりこういうふうな今の不燃物処理施設の施設用地にはこういうような条件も整えられる場所がありますよというような提言を、私は積極的に諮っていかなければならないというふうに思っております。それには、きょう出席しておられる副管理者の方々も、本当に大きな大事業だと、どうしても西部圏域内のインフラ整備事業だということを改めて認識していただいて、議会と当局とともに、また、住民の方々に理解をしていただくような、やはりそういう姿勢を私は持っていかなければこの施設はできないというふうに私は断言しております。地元の町長さんや首長さん方が協力していかなければ、私は建設立地できないと思っております。そういうような方が、やはり清掃事務担当課長会議をもっと活発に開かれて、こういう今の共有認識をされるとともに、もう一つは突っ込んで、そういうふうな候補地の提供をしていただくべきだというふうに私は願っております。そうしなければ、このインフラ整備はできないと思っています。後ほど触れますけども、財政推計等も、もう令和10年度くらいから用地の確保等の財源も見込んでおられるんですけど、本当にそのスケジュールどおりにいけるんでしょうか。今の状況では、私はもっともっと関係市町村との連携を密に諮られて事務を進めていただければなというふうに思います。もう一つは、今の広域の中にもごみ処理広域化推進室、それをつくられて、前向きに検討されておるとするのは私も理解できるんですけども、この機能をもっと闊達に図っていくべきではないかと思いますが、管理者はどうですか、その辺に対して。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいま戸田議員からいただいた御意見は、大変貴重なものであると受けとめております。立地の選定に関する考え方は、先ほど伊澤副管理者から申し上げたとおりでございます。その考え方に沿って今後も進めていく予定ではございますが、その際には、今、戸田さんからいただいた御意見も十分に考えながら、物事は進めたいと、そのように思っております。また、各副管理者の皆様にはその立地選定に当たりまして、それぞれどういう状況になるかわかりませんが、一致団結して、この次の一般廃棄物処理場の選定に当たっては、御協力をお願いをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 ごみ処理の広域化推進室を設けられて、この事業を推進していくという姿勢でございますので、この室をもっと闊達にされて、各市町村長さんとの連携をさらに密に図っていただいて、この事業、インフラ整備を成就されるように心から願っておりますし、また、管理者のほうから力強い御答弁をいただきましたので、この辺のところで頑張っただけならばというふうに思います。

次に、2番目の項目に入りたいと思います。エコスラグセンターと白浜浄化場の、今回議案で、エコスラグセンターの廃止並びに白浜浄化場が閉鎖をするというふうに伺ったんですが、そこで、今この有効活用、残っておる土地並びに施設等の有効活用はどのように計っていかれるか、その辺の検討をされておられるか。その辺のところを伺っておきたいと思います。

○神庭事務局長 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 エコスラグセンターの有効活用につきましては、令和元年11月に開催をいたしましたごみ処理施設等調査特別委員会におきまして、廃止施設の解体は速やかに行うという方針を報告させていただきました。なお、その方針の検討過程で、構成市町村及び本組合での有効活用策を検討いたしましたが、現在のところは未定でございます。次に、白浜浄化場についてでございますが、昨年11月の定例会におきまして、米子浄化場への統合を報告させていただいたところでございまして、現在、し尿処理施設を廃止された他の自治体の事例調査を行うとともに、関係市町村などに対する有効活用方法の照会作業を進めているところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 エコスラグセンターの解体について、約10億円くらいかかるという想定をされてます。それで、財政推計を見ますと、今の白浜浄化場の解体工事も約2億4,000万見込んでおられるんです。そういうふうな形で公費を投入していくのが、それはベストなのかどうかと私は思っておるんですが。ちょっと視点を変えますと、米子市では、「老人憩いの家」を廃止された。で、これをプロポーザル方式で民間に供していくんだというような提案もなされておられます。そういうふうな考え方で、米子市がやられたようなプロポーザル方式を採用して民間に売却とか、民間に活用していただくんだというような手法は講じられませんか。

○神庭事務局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 民間での有効活用を考える場合、地元の御理解のもと設置運営してきた施設であることから、十分な地元説明や御理解を得ることが必要と考えております。また、白浜浄化場については、担当課長会議での検討途中でございますので、その検討

を進めまして、白浜浄化場においても有効な活用策が見出せない場合は、両施設とも地元の理解を得た上で、民間からの利活用の提案を募集することを検討してみたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 そのところを検討していただくということでございますが、それでちょっと視点を変えますけど。聞き取りのときに言いましたけれども、今回のエコスラグセンターは条例上で廃止をされると。白浜浄化場はそのまま閉鎖をするけれども、3月末で閉鎖をするということなんですけど、これは、条例は白浜浄化場は条例上の手続きはしなくてもいいんですか。それをまず伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 施設工事課長の板井でございます。今、白浜浄化場の条例の関係のお尋ねでございますが、白浜浄化場のほうは3月末まで搬入が続く関係で、4月もまだ処理をさせていただくと。その後もですね、槽の清掃を、約20ぐらい槽がありますけれども、それをしっかり清掃させていただくというような作業もまだございます。そういったものが完了した後でですね、県のほうに一般廃棄物処理施設の廃止届ですか、そういうものを出させていただくというような流れになるかなあというふうに考えております。その後で、白浜浄化場の部分についての条例の改正条例ですね、そういったものを御提案できればというふうに考えておるところでございます。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 廃棄物処理法に基づく手続きで廃止届をして、そこから条例を廃止していくんだという、整理をしていくんだという考え方ですね。エコスラグセンターも既に廃掃法の手続きは済んでおるようですけれども。副管理者が一番詳しいですけれども、条例で廃止して、用途廃止をしたときには行政財産だけん、まあ、ありますね、エコスラグセンター。これから今度は普財にしていくなんだということなんですけども、白浜浄化場もそういうふうな手続きにしていくなんでしょうけれども。逆に言えば、私、今提案したんですけど、行政財産をそういうふうに民間活用にというような考え方って、できるんですか。その辺のところをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 これ、一般論で申し上げますと、行政財産をそのままですね、行政財産のままで民間の有効活用に供するというのは、基本的には、絶対的にはとは言いませんが、基本的にはできません。したがって、一般的には、行政財産の行政目的がなくなった時点で行政財産としての使用をやめて、そして施設管理条例なんかがある場合はそれを廃止して、そして普通財産に直して、普通財産として有効活用する範囲の中で、

民間における利活用というのが出てくる。こういう流れになってございます。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 公有財産の台帳の整理をされて、私が言いますのは、解体費用が10億、片方は2億5,000万もというような公費が出ていくわけですので、その辺の軽減化を図るためには、米子市が「老人憩いの家」のプロポーザルをやっておるような体系が導入できて、その辺のところの活用ができれば、私はいいのかなというふうに思いますので、その辺のところも十分に探求されて、公費の軽減化を図っていただくように、これは要望しておきたいと思います。以上でございます。

○議長（渡辺穰爾） 次に、石橋議員。

○石橋議員 はい。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 同じく米子選出の石橋佳枝です。二つの問題で質問をいたします。まず最初に、激甚災害に備え、防災と常備消防の体制強化を、ということで質問いたします。近年の豪雨などの大災害の多発に、いつどこで何が起こるかかわからないと誰しも思い、激甚災害の時代に入ったと地震学者や防災専門家も、防災の強化拡大を急げと警告されています。鳥取県も近年に、西部地震、中部地震と二度の大地震がありましたが、三度目がないとも言えません。西部広域の防災計画は、鳥取県の計画と各市町村それぞれに計画策定がなされておりますけれど、広域全体に及ぶような大災害が起こったときには、西部消防局はどのような体制をとられるのか、まずお伺いいたします。

○藤山消防局長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 失礼いたします。ただいま、石橋議員からのお尋ねでございますが、広域全体に及ぶような大規模災害が発生した場合には、県市町村が定めていらっしゃる地域防災計画により連携を図りつつ、全職員を招集いたしまして部隊増強を行い対応することとしております。さらに、当消防局の現有態勢で部隊が不足する場合には、近隣消防本部との相互応援協定に基づく応援要請、さらに緊急消防援助隊等の派遣要請を行い、部隊をさらに増強し、態勢を整えてまいることとしております。以上でございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 平成27年度の消防本部の実態調査の結果をいただきましたけれど、それによりますと、西部広域の消防指数の国の算定数の充足率は61.8%、鳥取市が66.9%、全国平均が77.4%で、どこも不足なのかというと、広島県などはほぼ90%台になっております。鳥取県は中でも低いということになるんですけど、この算定の仕方はどのような基準でされているのか。また、30年度の西部広域の決算資料により

ますと、火災や緊急出動の多い米子や境港に厚い人員の配置となっていますが、絶対数の不足でどこかに無理があるのではないのか。そこを伺います。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 この充足率でございますけれども、国の告示であります消防力の整備指針に基づき算定した目標人数と、目標値ということになります。これに対する現在の職員数の割合が、先ほど議員が申された数字となっているものでございます。災害等が重複して不足するという場合には、広域的に全管内の救急隊・消防隊により相互に補完し、管内の救急、消防需要に対応してきているところでございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 この算定数は目標値だというふうにおっしゃいましたけれど、その目標に限りなく近づけなければならない。大概、国の基準って最低基準かなと思うんですが、必ず満たす最低基準ではないんですか。

○藤山消防局長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 先ほど、議員が申されましたとおり、この充足率でございますけれども、都市部についてかなり数値が高いということになっております。一方、地方都市、いわゆる人口密度が低い地域にあつては、低い傾向が全体的に見受けられるというところでございますけれども、そこを目標値として、最低値ということではございません。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 いずれにしても、かなり低い目標。それなら鳥取県内の数値については、回復するとか、目標値に近づけるということが必要であるというふうに思います。次に、大規模災害が広範囲に被害を及ぼした場合、その人員で間に合うのか。間に合わない事態がこれからは勃発するのではないのでしょうか。消防士数は少なくとも国基準を満たすよう早急に近づけるようにすべきではないかと切実に思います。これはちょっと横道かもしれませんが、消防士の数とはちょっと直接かかわらないところから質問しますが、東日本大震災における、消防士、消防団員の殉職が多数ありました。消防士さんが20数名、消防団員さんにおいては300名近くの方が殉職されました。避難を促していた、誘導していた消防隊員がみずから逃げ遅れたとか、あるいは、水門を閉めようとしているときに津波に飲まれたというふうに聞いています。消防士は人を救う重大な任務であり、でも、とても危険な仕事です。住民を守り、消防士自身を守るために、どうしたらいいというふうに考えておられるでしょうか。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 東日本大震災におけるお尋ねでございますけれども、かの災害の反省

を踏まえ、活動の限界を的確に判断し、みずからも率先して避難することが大切であると考えております。また、津波が到達するまでの、避難誘導、広報。活動隊の避難に要する的確な時間管理がなされ、また早期に部隊の安全を確保するための情報連絡体制の充実も必要であると考えております。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 救命とか防災の専門職である消防のほうには、ぜひ消防団員や市民に対しても、住民に対しても、そういう啓発活動をしていただきたいというふうに思います。津波はかなり特殊な事例なんですけれど、ここら辺ではなかなかそんなに大きい津波はないかもしれませんが、あのような大規模地震など、同時多発的に災害が起こるということは考えられます。連動して起こる地震など考えられます。平成23年の消防審議会、東日本大震災を踏まえた今後のあり方という答申がありましたけれど、体制の強化が迫られるというふうに書かれています。消防の体制というのはいろいろあるんですけど、前出の平成27年度の消防本部の施設整備計画実施調査、いただいてましたけれど、これで見ますと、消防ポンプ車などの車両7部門はほぼ100%達成しています。それに比べ、消防士の充足率だけが低いという実態があります。車両も大切ですけど、やはりそれを扱う専門家、ちゃんと日ごろからやってらっしゃる消防士の充足も急ぐべきだというふうに思っております。もう一つ、2010年から2011年の年始の鳥取県の雪害で、国道9号線に車が何台も動けなくなって、ストップをしてしまったという事態がありました。そのときに、その車が数珠つなぎで止まっている横のほうの地域の人で、救急搬送の事例がありました。このところは亡くなられたのですが、救急車がなかなか走れなかったというのが直接の原因ではないというふうに伺っておりますが、この事例について、詳しくもう一度教えていただきたいというふうに思います。そして、もう一つは、あのような救急車出動が複数に起こったら、本当に命が失われるようなことがあるんじゃないか。そのようなことをやっぱり心配しております。また、ほかには救急隊が不足するような事例があつたとき、このほかには起こっていなかったのか、あわせて伺います。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 はい。2010年から2011年の豪雪時の救急要請件数は、多い日で例年の3倍から5倍の要請件数となったことから、消防局では指揮本部を立ち上げまして、救急対応としては常備の12台から予備車を活用し、14台体制とし、さらに消防車も加えて、救急活動を行ったところでございます。議員御質問の事案は、西伯郡内で発生した屋根からの落雪により心肺停止となられた事案でございまして、直近の救急隊はそのとき別事案に出動中であつたために、救助隊を即座に出動させ対応行いましたが、積雪による渋滞のため救急隊への引継ぎ、病院への収容にかなりの時間を要したものでございます。さらにこの事案は、鳥取県下相互応援協定に基づき中部消防へ応援要

請を行いまして、さらに警察車両の先導の協力も得て、対応を行ったものでございます。本雪害における救助隊が不足するような事例があったか、というお尋ねでございますけれども、この事案のほかには、特に不足したという状況はございませんでした。以上でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 何か、もう一つあったというふうにお伺いしたんですけれど。まあ、ないと言われましたので、それ以上は聞きません。雪害も起こるかもしれないけど、まあ起こらんかもしれないです。でも、大規模な災害が1カ所でなくて多発ですとか、広い範囲で起こるということが今ありますので、そういうときの体制というのは、本当に充足すべきだというふうに思います。今の消防士数、体制ではやっぱり間に合わないのではないのでしょうか。国の交付金の増額を求めて、ぜひ消防士数を増やしてほしい。車両なども増やして、救急体制を強化することを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 現在の震災等の大規模災害の発生時には、国のほうが主体となりまして、緊急消防援助隊・自衛隊等の派遣による災害対応を行っているところでございます。また、地方交付税を含む消防関係予算の確保につきましては、毎年全国消防長会より総務大臣に対しまして要望がなされてきているところでありまして、当地域の実情に即して、今後も消防体制の強化及び整備に努めてまいりたいと考えております。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 最初に言いましたけど、激甚災害の時代に入ったと今言われておりますので、そのところを例年のごとくではなくて、ぜひ、加速をつけて整備ができるように、声を上げていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険の認定審査会について伺います。30年度は、29年度より審査件数が増えておりました。決算書を見ております。高齢化が進み、これまで増えてきて、これからもその対象が増えていくということが想定されるのですが、31年、今年度の実績は減少となる見込みというふうに聞きました。そして次年度、令和2年、2020年度の予算は、予算の概要には審査件数の減少に伴う審査委員会報酬の減というふうにあります、予算減となっております。これは何故なのでしょう。

○神庭事務局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 介護認定審査会についてでございますが、今年度1月補正予算時点での審査件数の見込みといたしましては、12,498件。前年度に比べまして、745件、5.6%の減少となると見込んでおります。次に、次年度令和2年度の当初予算等の減少理由でございますが、市町村から集約した審査見込み件数が、前年度当初予算比

で3, 338件減少したことによりまして、審査会の開催必要回数が令和元年度の310回から、令和2年度は238回へ、72回減少する見込みでございますので、審査会1回あたりで支給しております審査会委員の報酬が減少したものでございます。以上です。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 審査会の必要回数が減少したというのは、審査会までの期間、認定審査において、次、審査するまでの期間が3年に延びたということだというふうに、伺いました。この3年に延びたことが、要介護者の介護度の変動と照らし合わせてみて、実態に合うのかどうかは今まだ判断できませんので、今後の調査が必要だと思います。ちょっと長いのかということもあり、あるいは半年だ1年だと変えていくよりは、ゆっくりできて、そのほうがいいという考え方もいろいろあると思いますが、今後の様子を見ることではないか。もし、長ければ短くせねばいけんじゃないかというふうに思います。それでその審査会の数が減ったということは了解しました。審査会の決算書、30年度を見ますと、回数と審査件数から考えますと、1件につき審査にかかる時間が平均で5～6分ということになっておりますが、これで本当に十分な審査が行われているのでしょうか。

○神庭事務局長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 神庭事務局長。

○神庭事務局長 審査会の審査時間についての御質問でございますが、審査会での1件当たりの審査時間は、議員御指摘のとおりでございますけれども、審査会委員には審査会開催日のおおむね1週間前に資料を事前送付させていただきまして、審査会委員は各自事前に判定内容について検討された上で審査会に臨まれ、各委員が持ち寄られた事前検討の結果を、審査会のほうで擦り合わせをされるという形で審査をされておりますので、5～6分の審査時間で判定が行われているものと思います。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 そういうふうにちゃんと下準備がされているというのは伺っております。審査会というのは、集まってきて討議をするということに意味があるわけなんですね。そのところで、やはり十分な時間を取っていただきたいというふうに思います。以前に不服申請をした人の話ですけれど、その審査会の記録を出してもらったら、本当に5分位で、この人は要介護状態が進んでいるのに「5から3に下がっていいのか」という問答がされたけれど、「まあでも、このパターンは3でしょう」というので、すぐ打ち切りになったという話を聞いております。そんなふうないろんなことがあって、短いのも長いのもあって平均5～6分ということではと思いますが。ただ、十分な審査ができるように審査委員の人をそう減らさないで、回数も1回に審査する案件を沢山にしないで、

十分な時間をかけるべきではないかと申し上げておきます。次に、介護の認定結果が出るまでに時間がかかりすぎると。なかなか結果が返ってこない。30日、40日かかっているというふうに聞いています。急を要することでも、介護の困難を抱えている家族もあるので、本当に待たれているんですけど、どうしたら日数が短縮できるのでしょうか。

○三上事務局次長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 三上次長。

○三上事務局次長 認定結果が届くまで日数がかかっているということで、その日数を短縮するためにはどのようにしたらよろしいかというお尋ねだと思いますけれども、まず、本組合が担っている事務でございますけれども、2次判定の事務を担わせていただいております。本組合におきましては、標準的な事務処理期間といたしましては、毎週金曜日に各市町村から2次判定の依頼を受けております。これを、翌々週の水曜日から金曜日にかけまして、おおむね2週間以内という形でございますけれども審査結果を出しまして、市町村のほうにお返しをしているという形でなっております。本組合といたしましては、先ほども局長答弁の中でございましたけれども、適正な判定結果を出すためには、現在、事前送付を委員さんにさせていただいております1週間という部分も含めまして、この現在の2週間の事務処理期間というのは、ちょっとなかなか短縮は困難ではないかというふうに考えております。で、あえて短縮が可能ということでございましたら、審査会が終わりまして各市町村に郵送で、今、処理結果を返却しておりますけれども、その郵送期間の部分につきましては、短縮が可能になるのではないかといふふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 石橋議員。

○石橋議員 なかなか厳しいところはわかりました。さっき、ちょっと一つ飛ばしたんですけども、十分な審査であるかどうかは、この審査会、広域のしておられる審査会のみでなく、例えば米子市では1次判定のコンピュータ判定の項目の聞き取り調査を、日ごろその要介護者の人の日常を知っていてケアプランを立てられるそのケアマネさんではなく、全く初対面の方が聞き取りをするなど、なかなかね、初めて出会った人には認知症などわからないことなどが沢山あります。そういう認定全体の仕組みも問題があるんじゃないかというふうに、考えています。で、再審査を、いよいよ合わんと思ったらなされるということを聞いてますけれど、それはどれくらいの回数があるでしょう、というのをお尋ねしようと思いましたが、広域ではちょっとつかみきれないということでしたので、それは結構です。最後に、介護保険の認定にはいろいろ問題があると考えます。西部広域では2次判定の認定審査会の部分しかつかめないわけです。被保険者、要介護者や、家族に直接接する市町村などの保険者が最終の2次判定まで関われる、必要な介護が受けられているのかも確かめられる。それが、責任のある認定をするとい

うことになるのではないかというふうに考えます。介護認定の制度を全体に見直すべきだと、これは私の意見です。それを述べて質問を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、通告による一般質問は終わりました。一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第3号～議案第7号

**○議長**（渡辺穰爾） 次に、日程第5、議案第3号から第7号までの5件を一括して議題といたします。これより、5件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、5件の議案の内、議案第7号については予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。また、そのほかの4件の議案につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務・消防常任委員会及び民生・環境常任委員会に付託をいたします。委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午後1時55分 休 憩

午後4時03分 再 開

**○議長**（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、5件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、総務・消防常任委員会の審査報告を求めます。

**○小谷委員長** 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 小谷委員長。

**○小谷委員長** 15番、小谷です。総務・消防常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第3号「鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第5号「鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（渡辺穰爾） 次に、民生・環境常任委員会の審査報告を求めます。

○**今城委員長** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 今城委員長。

○**今城委員長** 民生・環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第4号「鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第6号「鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について」は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○**議長**（渡辺穰爾） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

○**中田委員長** 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 中田委員長。

○**中田委員長** 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案1件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第7号「令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○**議長**（渡辺穰爾） 以上で、委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**議長**（渡辺穰爾） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**議長**（渡辺穰爾） 別がないものと認め、討論を終結いたします。これより、5件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第3号「鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第4号「鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第5号「鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する

条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第6号「鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第7号「令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。これをもって、令和2年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時11分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 渡辺 穰爾

同 議員 今城 雅子

同 議員 幸本 元